

解答と解説

<正解>

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
4	2	4	1	3	4	2	1	4	3

問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	問18	問19	問20
3	1	2	3	2	2	3	3	3	4

問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27	問28	問29	問30
3	2	3	4	4	2	3	2	4	1

問31	問32	問33	問34	問35	問36	問37	問38	問39	問40
4	3	1	1	2	2	4	2	4	4

問41	問42	問43	問44	問45	問46	問47	問48	問49	問50
3	4	3	3	1	2	1	4	1	2

問51	問52	問53	問54	問55	問56	問57	問58	問59	問60
1	2	4	4	4	2	3	1	3	3

<合格基準> 60点満点で36点以上（各1点）

問題1 正解 4 難易度A

1. 適切。税理士資格を有していないファイナンシャル・プランナーは、税理士法上、有償無償にかかわらず税務書類の作成や具体的な税務相談などを行うことができないが、税務に関する一般的な説明することは問題がない。
2. 適切。弁護士資格などの資格を有しないファイナンシャル・プランナーでも、顧客の任意後見受任者となることはできる。任意後見契約を締結した段階での受任者は任意後見受任者と呼ばれ、委任者の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されて任意後見が開始されると任意後見人と呼ばれるようになるが、任意後見人の資格には制限はない。ただし、破産者、本人に対して訴訟を提起したことがある者、不正な行為・著しい不行跡のある者などは後見人の欠格事由となる。
3. 適切。社会保険労務士資格を有しないファイナンシャル・プランナーでも、顧客から公的年金の繰上げや繰下げした場合などの年金額に関する相談を受け、その試算をして説明することはできる。なお、労働および社会保険諸法令に基づいて行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書その他の書類の作成および提出、法令に基づく帳簿書類の作成等の事務手続きを、他人の求めに応じ報酬を得て行えるのは、社会保険労務士法により、社会保険労務士だけである。
4. 不適切。司法書士資格を有しないファイナンシャル・プランナーは、抵当権の抹消登記に関し、申請書類を作成して登記申請を代行することはできない。司法書士の業務としては、①登記又は供託に関する手続について代理すること、②裁判所、検察庁又は（地方）法務局に提出する書類を作成すること、③（地方）法務局長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること、④簡裁訴訟代理等関係業務を行うことなどである。

問題2 正解 2 難易度A

1. 適切。ライフプラン表などでのライフイベントごとの予算額は現在価値で見積もり、キャッシュフロー表の作成においてはその価額を将来価値で計上する。
2. 不適切。ライフプランニング上の可処分所得は、年間の収入金額から社会保険料、所得税、住民税を差し引いた金額を使用する。可処分所得の計算では、生命保険料は差し引かない。
3. 適切。キャッシュフロー表の作成において、収入および支出項目の変動率や金融資産の運用利率は、作成時点の見通しで設定する。
4. 適切。個人の資産や負債の状況を表すバランスシートの作成において、株式等の金融資産や不動産の価額は、作成時点の時価で計上する。

<ライフプランニングのためのツール>

ライフイベント表	・将来の予定・計画を、時の流れに沿って表すもの ・ライフイベントごとの予算は通常、現在価値で把握する
----------	---

キャッシュフロー表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在や将来の収入（可処分所得）、支出、年間収支、貯蓄残高などを表形式で表したもの</li> <li>・可処分所得＝年収－（所得税＋住民税＋社会保険料）</li> </ul>
個人バランスシート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の資産と負債の現在の状況を表したもの</li> <li>・資産などは、時価で記載する</li> </ul>

問題3 正解 4 **難易度B**

1. 適切。健康保険の被保険者に生計を維持されている配偶者（後期高齢者医療の被保険者等を除く）は被扶養者となるが、その年収要件は、年間収入が130万円未満、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である。
2. 適切。協会けんぽの一般保険料率は都道府県ごとに設定されているが（最低9.76%＝長野県～最高10.47%＝佐賀県）、40歳以上65歳未満の被保険者の介護保険料率は全国一律1.65%に設定されている（保険料率は平成29年度）。
3. 適切。健康保険における標準報酬月額等級は、被保険者の報酬月額に基づき、第1級の5万8千円から第50級の139万円までの全50等級に区分されている。なお、標準賞与額は、累計額573万円が上限である。
4. 不適切。会社などを退職して加入していた健康保険の被保険者の資格を喪失しても、次の2つの要件を満たした場合には、2年間は任意継続被保険者となることができる。
  - ①資格喪失日の前日までに「継続して2ヵ月以上の被保険者期間」があること。
  - ②資格喪失日から20日以内に申請すること。

問題4 正解 1 **難易度B**

1. 適切。厚生年金保険の保険料の額は、被保険者の標準報酬月額および標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗じて算出される。なお、厚生年金保険の標準報酬月額等級は、第1級の8万8千円から第31級の62万円までの全31等級に区分されている。また、標準賞与額は、1ヵ月あたり150万円が上限である。
2. 不適切。厚生年金保険に加入している適用事業所に常時使用される70歳未満の人は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となる。70歳になると被保険者の資格を失うが、70歳になっても老齢年金の受給資格期間を満たせないで在職中の人は、その期間を満たすまで任意加入することができる。なお、70歳以降在職していても厚生年金の被保険者ではなくなり保険料の負担はないが、60歳代後半の在職老齢年金制度は適用される。
3. 不適切。産前産後休業期間中や育児休業期間中の厚生年金保険の被保険者に係る保険料は、所定の手続きにより、事業主負担分、被保険者負担分のいずれも免除される。
4. 不適切。遺族厚生年金の額は、原則として、死亡した者の厚生年金保険の被保険者記録を基に計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3相当額である。

問題5 正解 3 難易度B

1. 不適切。老齢基礎年金を繰下げ支給した場合、年金額は繰り下げた月数に応じて1ヵ月あたり0.7%増額される。68歳到達日に老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、12月×3年=36月繰り下げたことになるので、年金額の増額率は、 $0.7\% \times 36 \text{月} = 25.2\%$ となる。なお、繰上げ支給の場合は、繰り上げた月数に応じて1ヵ月あたり0.5%減額される。例えば、62歳到達日に老齢基礎年金の繰上げ支給の申出をした場合、年金額の減額率は、 $0.5\% \times 36 \text{月} = 18.0\%$ となる。

2. 不適切。障害基礎年金は、障害等級が1級または2級の場合に支給されるが、年齢要件を満たす子（注）がいる場合には、子の加算がある。

（注）子とは、18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子（障害等級1級・2級の場合は、20歳未満の子）である。

<障害基礎年金>（平成29年度価額）

・1級：779,300円×1.25+子の加算

・2級：779,300円+子の加算

・子の加算：第1子・第2子は各224,300円、第3子以降は各74,800円

なお、障害厚生年金では、障害等級が1級または2級で、生計を維持している65歳未満の配偶者がいる場合、加給年金が加算される。

3. 適切。遺族基礎年金を受給することができる遺族は、国民年金の被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持し、かつ、所定の要件を満たす「子のある配偶者」または「子」である。なお、子とは、選択肢2.と同じである。

4. 不適切。寡婦年金とは、第1号被保険者として保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が25年以上（平成29年8月以降、10年以上）ある夫の死亡の当時、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給される年金である。寡婦年金の年金額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3相当額である。

問題6 正解 4 難易度B

1. 不適切。特別支給の老齢厚生年金は、65歳前に支給される老齢厚生年金のことで、定額部分と報酬比例部分で構成されるが、男性の場合、それぞれの支給開始年齢が次のように引き上げられている（女性は、5年遅れて引き上げられている）。

生年月日	支給開始年齢
昭和16年4月2日～ 昭和24年4月1日	・報酬比例部分：60歳支給 ・定額部分：段階的に61歳～64歳に段階的に引き上げ
昭和24年4月2日～ 昭和28年4月1日	・報酬比例部分：60歳支給 ・定額部分：支給なし

昭和 28 年 4 月 2 日～ 昭和 36 年 4 月 1 日	・報酬比例部分：段階的に 61 歳～64 歳に引き上げ ・定額部分：支給なし
昭和 36 年 4 月 2 日～	・60 代前半の年金は原則として支給されない

2. 不適切。65 歳以降支給される老齢厚生年金は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が 1 ヶ月上あれば、受給できる。なお、65 歳前に支給をうける特別支給の老齢厚生年金は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていることのほか、厚生年金保険の被保険者期間を 1 年以上有することが必要である。
3. 不適切。老齢厚生年金の額に加給年金額が加算されるためには、原則として、定額部分の支給開始時または老齢基礎年金の支給開始時（昭和 24 年 4 月 2 日以降生まれの男性であれば、65 歳）において、厚生年金保険の被保険者期間が 20 年（240 月）以上であり、かつ、受給権者によって生計を維持している 65 歳未満の配偶者または子（問 5 選択肢 2 の年齢要件と同じ）がいることが必要である。
4. 適切。厚生年金保険の被保険者に支給される老齢厚生年金（いわゆる在職老齢年金）は、当該受給権者の総報酬月額相当額に応じて調整され、年金額の一部または全部が支給停止となる場合があるが、老齢厚生年金の支給停止基準額の計算方法は、受給権者が 65 歳未満の者と 65 歳以上の者では異なる。

#### 問題 7 正解 2 難易度 B

1. 適切。国民年金基金の加入員が個人型年金にも加入する場合、その者の個人型年金の掛金月額は 5,000 円以上 1,000 円単位で、拠出限度額（月額 68,000 円）から国民年金基金の掛金の額を差し引いた額の範囲内となる。
2. 不適切。確定拠出年金の企業型年金は、会社が掛金を拠出する仕組みとなっていたが、平成 24 年より、加入者自らも一定の範囲内で事業主の掛金に上乗せ拠出ができるマッチング拠出が可能となった。このマッチング拠出において、加入者自らが拠出できる掛金の額は、事業主掛金と合計で、拠出限度額までである。ただし、企業型年金の主たる拠出者は事業主であるという考えにもとづき、加入者本人の掛金が事業主の掛金を上回ることはできない。
3. 適切。企業型年金の加入者が退職して国民年金の第 3 号被保険者となった場合、その者は、申出により、企業型年金の個人別管理資産を国民年金基金連合会に移換し、個人型年金の運用指図者となることができる。なお、第 3 号被保険者は、従来は、確定拠出年金に加入することができなかったが、平成 29 年 1 月から、確定拠出年金の個人型年金（i D e C o）の加入範囲が拡大され、これまで加入できなかった、公務員共済等加入者・私学共済加入者・国民年金の第 3 号被保険者・企業年金加入者も、原則、加入できるようになった。
4. 適切。確定拠出年金の老齢給付金は、原則として 60 歳から受給できるが、60 歳から受給するためには、60 歳時点で確定拠出年金の通算加入者等期間が 10 年以上なければならない。

らない。10年に満たない場合は、8年以上=61歳、6年以上=62歳、4年以上=63歳、2年以上=64歳、1年以上=65歳となっている。

**問題8 正解 1 難易度B**

1. 不適切。フラット35の融資対象となる住宅の床面積要件は、マンションである場合は30㎡以上である。なお、一戸建て住宅の場合は70㎡以上となっている。
2. 適切。融資額は、最高8,000万円で、住宅の建設費または購入価額以内である。
3. 適切。利用者は総返済負担率（年収に占める借入総額の年間返済総額の割合）の基準を満たす必要があり、収入が給与のみで年収400万円以上の場合は総返済負担率は35%以下、400万円未満の場合は同30%以下でなければならない。
4. 適切。住宅金融支援機構は、融資を実行する金融機関から住宅ローン債権を買い取り、対象となる住宅の第1順位の抵当権者となる。

**問題9 正解 4 難易度B**

1. 適切。流動資産のうち、「現金及び預金」「売掛金」などの換金しやすい資産を当座資産という。
2. 適切。負債の部において、1年以内に返済しなければならないものは流動負債となり、返済期間が1年を超えるものは固定負債となる。
3. 適切。流動比率は、流動資産と流動負債を比較することで、企業の短期的な支払能力を簡易的に判断する指標である。X社の流動比率は、次のようになる。

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 = \frac{500}{300} \times 100 \div 167 \%$$

4. 不適切。自己資本比率は、総資本（資本+負債）のうちどの程度が自己資本（株主資本、純資産）で占められているかを示す指標で、X社の自己資本比率は、次のようになる。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本（純資産）}}{\text{総資本（負債・純資産合計）}} \times 100 = \frac{600}{1,200} \times 100 = 50 \%$$

**問題10 正解 3 難易度B**

1. 適切。クレジットカードの利用時には、通常、伝票等に署名が必要であるが、クレジットカード会社と加盟店との契約により定めた店舗または商品等については、署名を省略することができる。
2. 適切。ICチップを埋め込んだクレジットカードを専用の端末機のある加盟店で利用する場合、通常、署名に代えて暗証番号を入力する方法によることができる。

3. 不適切。クレジットカードは、表面上に会員氏名が表示され、所定の署名欄に自署した会員のみが利用でき、他人（会員と生計を維持している親族なども含む）へ貸与・譲渡等すると契約違反になる。
4. 適切。クレジットカード会員の信用情報は、クレジットカード会社が加盟する指定信用情報機関により管理されているが、会員は、自己の信用情報について所定の手続きにより開示を請求することができる。

**問題 11 正解 3 難易度 A**

1. 適切。保険募集人等は保険募集を行う際、保険契約者・被保険者が保険契約の締結または加入の適否を判断するために、以下の情報提供を行うことが求められている。
  - ・顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（保険金の支払条件、保険期間、保険金額等）
  - ・顧客に対して注意喚起すべき情報（告知義務の内容、責任開始期、契約の失効、セーフティネット等）
  - ・その他保険契約者等に参考となるべき情報（ロードサービス等の主要な付帯サービス、直接支払いサービス等）
2. 適切。保険募集を行う際に、顧客意向の把握と当該意向に沿った保険プランの提案、当該意向と当該プランの対応関係についての説明、当該意向と最終的な顧客の意向の比較と相違点の確認を行うことが求められる。
3. 不適切。保険募集人が保険契約者または被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約束する行為は、保険業法により禁止されている。
4. 適切。複数の保険会社の保険商品を販売する代理店（乗合代理店）は、特定の商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨理由を分かりやすく説明しなくてはならない。特に、自らの取扱商品のうち、さらに絞込みを行った上で商品を提示・推奨する場合には、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等について説明を行わなくてはならない。

**問題 12 正解 1 難易度 A**

1. 不適切。定期保険特約付終身保険は（更新型）は、更新時の年齢で保険料が計算されるため、定期保険特約を同じ保障内容で自動更新した場合、更新前の保険料よりも高くなる。
2. 適切。提言定期保険とは、期間の経過に伴い所定の割合で保険金額が逡減していく商品であるが、一般的に保険期間を通じて保険料は一定である。
3. 適切。長期平準定期保険とは、定期保険の中でも特に長期の保険期間を設定するものだが、保険期間を通して保険料および死亡保険金は一定である。
4. 適切。養老保険とは、保険期間中の被保険者の死亡に対して死亡保険金が、保険期間

満了時に被保険者が生存している場合に満期保険金が支払われるもので、死亡保険金と満期保険金は同額である。

**問題 13 正解 2 難易度 A**

1. 不適切。個人年金保険において、年金開始前に被保険者が死亡した場合、それまでに支払った保険料相当額の死亡給付金が、あらかじめ指定された死亡給付金受取人に対して支払われる。
2. 適切。保証期間付終身年金において、保証期間中に被保険者（＝年金受取人）が死亡した場合、被保険者の相続人が残りの保証期間に対応する年金もしくは年金現価を一時金で受け取ることができる。
3. 不適切。外貨建て個人年金保険において、円換算特約を付加することで年金を円貨で受け取ることができるが、為替変動の影響を受けるため、年金受取総額が既払込保険料相当額を下回ることがある。
4. 不適切。変額年金において、年金受取開始前に被保険者が死亡した場合に受け取る死亡給付金は最低保証されるのが一般的だが、解約した場合に受け取る解約返戻金に最低保証はなく、運用実績次第である。

**問題 14 正解 3 難易度 B**

1. 不適切。総合福祉団体定期保険とは、法人の社内規程に基づく弔慰金や死亡退職金等の支給対象となる役員・従業員が加入対象となる。
2. 不適切。総合福祉団体定期保険は、保険期間1年である。
3. 適切。ヒューマン・ヴァリュー特約における死亡保険金や高度障害保険金は、法人が受取人となる。この特約は、被保険者である役員・従業員が死亡または高度障害状態となったとき、法人が負担する代替者採用、育成費用等の財源を確保することを目的としている。
4. 不適切。災害総合保障特約は、被保険者が不慮の事故によって身体に障害を受けた場合、または傷害の治療を目的として入院した場合に給付を行うものである。障害給付金および入院給付金の受取人は被保険者となる。ただし、被保険者の同意を得て、保険契約者が別に定めることができる。

**問題 15 正解 2 難易度 B**

1. 適切。契約者が個人である医療保険において、被保険者が受け取った入院給付金は非課税となる。
2. 不適切。契約者と被保険者が同一人である終身保険契約において、相続人以外の者が受け取った死亡保険金は相続税の課税対象となるが、相続税における生命保険金等の非課税の適用はない。



3. 適切。5年以内に満期になる一時払養老保険や、5年を超える契約でも、一時払養老保険、一時払変額保険（有期型）、一時払個人年金保険・一時払変額個人年金保険（いずれも確定年金の場合）を契約から5年以内に解約した場合は、金融類似商品として、20.315%の源泉分離課税の取り扱いとなる。しかし、一時払終身保険の解約返戻金は、契約から解約までの期間に関係なく（5年以内の解約であっても）、一時所得として総合課税の対象となる。
4. 適切。契約者と年金受取人が異なる個人年金保険においては、年金支払開始時に年金受取人が年金受給権を取得したものとみなされ、贈与税の課税対象となる。

**問題 16 正解 2 難易度 B**

1. 適切。契約者が法人、被保険者が役員である終身保険の保険料は、その全額を保険料積立金として資産に計上する。
2. 不適切。契約者が法人、被保険者が役員・従業員全員、死亡給付金受取人が被保険者の遺族、年金受取人が法人である個人年金保険の保険料は、90%を保険料積立金として資産に計上し、10%を福利厚生費として損金に算入する。
3. 適切。契約者が法人、被保険者が役員・従業員全員、死亡保険金受取人が被保険者の遺族、満期保険金受取人が法人である養老保険の保険料は、2分の1を保険料積立金として資産に計上し、残り2分の1を福利厚生費として損金に算入する。
4. 適切。契約者が法人、被保険者が役員、保険金受取人が法人である逡増定期保険において、保険期間のうち所定の前払期間までは支払保険料の一部を前払保険料として資産に計上し、残りを定期保険料として損金に算入する。前払期間経過後は保険料全額を損金算入し、それまでに資産計上された累積額を期間の経過に応じ均等に取り崩して損金に算入する。

**問題 17 正解 3 難易度 B**

1. 適切。ノンフリート等級別料率制度とは、9台以下の自動車を所有・使用している場合に適用される無事故割引（割増）の制度である。契約期間中の事故の有無によって、翌年度に適用される等級（ノンフリート等級）が決定する。個別の契約ごとに1から20の等級（会社によって異なる）が適用になり、その等級に応じて保険料が割引もしくは割増される。
2. 適切。対物賠償保険とは、被保険者が被保険自動車を運転中、事故などで他の自動車や家屋などの財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払うものである。損害賠償として支払われる保険金額は被害者の過失割合に応じて減額される。
3. 不適切。人身傷害保険は、自分自身の過失分を含めて実際にかかった損害（入院・通院費等の治療費、休業補償、慰謝料など）が補償される。不注意でガードレールにぶ

つかったなど、相手のいない単独事故の損害も補償対象となる。

4. 適切。対人賠償責任保険では、被保険者が被保険自動車を運転中、事故などで相手の車に乗っている人、歩行者、同乗者などを死亡、または負傷させて法律上の損害賠償責任を負った場合、自賠責保険から支払われる保険金額をオーバーする部分について保険金を支払うものであり、被保険者の配偶者や子は補償対象外である。

**問題 18 正解 3 難易度 B**

1. 不適切。普通傷害保険とは、国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に補償するもので、就業中の事故も補償対象となる。
2. 不適切。普通傷害保険は、海外旅行中の事故によるケガも補償対象となる。
3. 適切。日本国内での旅行を目的として、家を出発してから帰着するまでの間に被った事故によるケガを補償する保険であるが、旅行中に発生した地震、噴火またはこれらによる津波によるケガは補償対象外である。
4. 不適切。海外旅行（傷害）保険では、海外旅行のために家を出てから帰宅するまでの間に病気やケガをした場合に補償される。

**問題 19 正解 3 難易度 A**

1. 適切。ガン保険において、ガン治療を目的とする入院をした場合、入院給付金は無制限に支給される。
2. 適切。特定（三大）疾病保障定期保険とは、死亡もしくは高度障害状態、特定疾病で所定の状態に該当したときに保険金が支払われるものである。いずれかの支払要件を満たして保険金が支払われると契約は消滅する。したがって保険期間中に特定疾病保険金の支払事由に該当せずに死亡した場合は、死亡保険金が支払われる。
3. 不適切。介護保険は、寝たきりや認知症によって契約に定める所定の要介護状態になり、その状態が契約に定める一定の期間（通常 180 日）継続したときに、一時金や年金などを受け取れるものである。
4. リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が 6 ヶ月以内と判断された場合、死亡保険金の一部または全部のうち、保険会社が定めた金額の範囲内で保険金を生前に受け取れる特約である。

**問題 20 正解 4 難易度 A**

1. 適切。地震保険は地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による損害を補償する保険である。地震保険単独では加入できず、火災保険に付帯する形での加入となる。
2. 適切。国内旅行保険は、旅行中のケガ以外にも、通常の傷害保険では補償されない細菌性の食中毒についても補償される。

3. 適切。個人賠償責任保険(個人賠償責任補償特約)は、マンションの水漏れや自転車事故など、日常生活の事故やトラブルで損害賠償責任を負ったときに、損害賠償額を補償する保険である。他の保険に特約で付帯するのが一般的である。
4. 不適切。所得補償保険は病気やケガによって所定の就業不能状態となった場合に、被保険者が喪失する所得に対し保険金が支払われるもので、職業に従事している人が対象となる。

問題 21 正解 3 難易度 B

1. 適切。わが国の国内総生産 (GDP) においては、民間最終消費支出が最も高い構成比を占めている。2016 年度のデータでは、実質 GDP の 56.8%、名目 GDP の 55.9% が民間最終消費支出である。したがって、国内景気の動向を考える場合は、個人消費の現状および先行きをどう判断するかが重要なポイントの一つになる。
2. 適切。時価表示の GDP (国内総生産) を名目 GDP といい、物価変動 (物価の上昇・下落) の影響を取り除いた GDP を実質 GDP という。

GDP 統計では、名目 GDP を実質 GDP で割って 100 倍したものを GDP デフレーターといい、名目 GDP を GDP デフレーターで割って 100 倍すると実質 GDP になる。

$$\text{GDP デフレーター} = \frac{\text{名目 GDP}}{\text{実質 GDP}} \times 100 \quad \text{実質 GDP} = \frac{\text{名目 GDP}}{\text{GDP デフレーター}} \times 100$$

GDP デフレーターが上昇していれば国内の物価水準が上昇している (=インフレ) ということの意味し、GDP デフレーターが下落していれば国内の物価水準は下落している (=デフレ) ということの意味する。

仮に、ある年の名目 GDP と実質 GDP を 100 とし、翌年の名目 GDP が 101 になったとする。一方、この間、GDP デフレーターが 100 から 103 に上昇したとすると (物価水準が 3% 上昇)、実質 GDP は、 $\text{名目 GDP} \div \text{GDP デフレーター} \times 100 = 101 \div 103 \times 100 = 98.06$  となる。

このように、名目 GDP が上昇していても、それ以上に物価が上昇している局面では、実質 GDP は下落することになる。

3. 不適切。「金融部門から経済全体に供給される通貨量の残高」を調査しているのはマネーストック統計である。全国企業短期経済観測調査 (日銀短観) は、日本銀行が全国約 1 万 1,000 社の企業の経営者を対象として 3、6、9、12 月に行っているアンケート調査であり、全国の企業動向を的確に把握し、金融政策の適切な運営に資することを目的としている調査である。
4. 適切。景気動向指数は、生産、雇用などさまざまな経済活動での重要かつ景気に敏感に反応する指標の動きを統合することによって、景気の現状把握及び将来予測に資するために作成されている指標である。具体的には、特定の経済統計指標を、景気に対し先行して動く先行系列、ほぼ一致して動く一致系列、遅れて動く遅行系列に分類し、

それぞれの系列で採用された各指標の動きを統合することにより先行指数、一致指数、遅行指数が算出されている。有効求人倍率（除学卒）は一致系列に採用されている。

問題 22 正解 2 難易度 A

1. 適切。運用の目標基準、あるいはパフォーマンス（運用実績）の評価基準となるものをベンチマークという。多くの投資信託では、所定の市場指数（インデックス）をベンチマークとして定めている。このベンチマークの動きに連動して、同等の運用成果を目指す運用手法をパッシブ運用といい、ベンチマークを上回る運用成果を目指す運用手法はアクティブ運用という。
2. 不適切。ボトムアップ・アプローチとは、個別銘柄の調査・分析に基づいて投資価値のある銘柄を選択し、その積上げによってポートフォリオを構築する運用手法をいう。経済環境などマクロ的な視点から、国別や業種別などの配分比率を決定し、組み入れる銘柄を選定する運用手法は、トップダウン・アプローチという。
3. 適切。グロース投資とは、企業の成長性を重視し、将来の売上高や利益の成長性が市場平均よりも高いと見込まれる銘柄（成長株）を選別し投資していく運用手法をいう。
4. 適切。バリュー投資とは、株価が現在の資産価値や利益水準などから割安と評価される銘柄（割安株）を選定し投資していく運用手法で、割安な銘柄はいずれ適正に評価されるはずであり、そこで超過リターンを得ようという運用スタイルである。

問題 23 正解 3 難易度 A

1. 適切。応募者利回りとは、新規発行時に債券の募集に応募し、償還期限まで保有した場合の利回りをいい、計算式は次のとおりである。

$$\text{応募者利回り (\%)} = \frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面 (100)} - \text{発行価格}}{\text{償還年限}}}{\text{発行価格}} \times 100$$

問題の場合、表面利率 0.1%、発行価格 100.10 円、償還年限 10 年なので、その応募者利回りは次のとおりとなる。

$$\text{応募者利回り (\%)} = \frac{0.1 + \frac{100 - 100.10}{10}}{100.10} \times 100 = 0.0899 \dots \approx -0.089 (\%)$$

2. 適切。直接利回りとは、債券への投資金額に対して毎年いくらの利息収入があるかを見る利回りをいい、計算式は次のとおりである。

$$\text{直接利回り (\%)} = \frac{\text{表面利率}}{\text{買付価格}} \times 100$$

問題の場合、表面利率 0.1%、買付価格は新規発行時に購入しているので発行価格の 100.10 円となるので、その直接利回りは次のとおりとなる。

$$\text{直接利回り (\%)} = \frac{0.1}{100.10} \times 100 = 0.0999\cdots \approx 0.099 (\%)$$

3. 不適切。所有期間利回りとは、債券を途中換金した場合の利回りをいい、計算式は次のとおりである。

$$\text{所有期間利回り (\%)} = \frac{\text{表面利率} + \frac{\text{売付価格} - \text{買付価格}}{\text{所有期間}}}{\text{買付価格}} \times 100$$

問題の場合、表面利率 0.1%、売付価格 100.50 円、買付価格は新規発行時に購入しているので発行価格の 100.10 円、所有期間 3 年となるので、その所有期間利回りは次のとおりとなる。

$$\text{所有期間利回り (\%)} = \frac{0.1 + \frac{100.50 - 100.10}{3}}{100.10} \times 100 = 0.2331\cdots \approx 0.233 (\%)$$

選択肢 3 の場合、分子の「売付価格－買付価格」(100.50－100.10) が「買付価格－売付価格」(100.10－100.50) となっており、誤りである。

4. 適切。最終利回りとは、流通市場で取引されている既発債を時価で購入し、償還期限まで保有した場合の利回りをいい、計算式は次のとおりである。

$$\text{最終利回り (\%)} = \frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面 (100)} - \text{買付価格}}{\text{残存年限}}}{\text{買付価格}} \times 100$$

問題の場合、表面利率 0.1%、償還年限 10 年の債券を発行から 3 年後に 100.50 円で購入しているので買付価格は 100.50 円であり、償還期限までの残存年限は 7 年である。したがって、その最終利回りは次のとおりとなる。

$$\text{最終利回り (\%)} = \frac{0.1 + \frac{100 - 100.50}{7}}{100.50} \times 100 = 0.0284\cdots \% \approx 0.028 (\%)$$

#### 問題 24 正解 4 難易度 B

1. 不適切。信用取引では、約定金額の一定比率（委託保証金率）を委託保証金として、証券会社に差し入れる必要がある。委託保証金率が 30% であれば、約定金額が 100 万円の場合は、100 万円 × 30% = 30 万円を委託保証金として差し入れる必要がある。この例の場合、30 万円の委託保証金で、約定金額 100 万円まで新規で信用取引ができるので、信用取引は委託保証金の額の範囲内で行われるわけではなく、基本的にレバレッジをかけた取引になる。

また、信用取引で買い建てた銘柄や代用有価証券として差し入れた銘柄の価格が下落したため、または信用取引で売り建てた銘柄の株価が上昇したために、計算上の損失

(評価損)が生じた場合、顧客は証券会社から追加の委託保証金を徴求される場合がある。これを追加保証金(追証)という。追加保証金は、当初差し入れた委託保証金から相場変動による損失額等を差し引いた額が、証券会社所定の委託保証金維持率を維持するように、証券会社所定の期限までに差し入れなければならない。何度も追加保証金が発生すると、損失が当初の委託保証金の額を上回ることもあり得る。

2. 不適切。証券取引所の規則等に基づくのは、一般信用取引ではなく、制度信用取引である。顧客と証券会社の契約に基づくのは、制度信用取引ではなく、一般信用取引である。
3. 不適切。信用取引の委託保証金は、現金以外に、株式や債券、投資信託など一定の有価証券で代用することも認められている。有価証券で代用する場合は、時価に所定の代用掛目率(現金換算率)を適用した評価額となる(例、上場株式の代用掛目率は80%)。
4. 適切。信用取引は、株式の買付代金や、売る株式を証券会社から借りて行う取引であり、保有していない銘柄であっても、「売り」から取引することができる。

**問題 25 正解 4 難易度 A**

1. 適切。PER(株価収益率)は、企業の利益面に注目する投資指標で、数値が小さいほど利益水準と比べて株価は割安、数値が大きいほど利益水準と比べて株価は割高と判断される。計算式は、「 $PER(倍) = 株価 \div 1株当たり当期純利益 = 株式時価総額 \div 当期純利益$ 」である。
2. 適切。PBR(株価純資産倍率)は、企業の資産価値に注目する投資指標で、数値が小さいほど資産価値と比べて株価は割安、数値が大きいほど資産価値と比べて株価は割高と判断される。計算式は、「 $PBR(倍) = 株価 \div 1株当たり純資産 = 株式時価総額 \div 自己資本$ 」である。
3. 適切。ROE(自己資本利益率)は、自己資本に対する当期純利益の割合を示す投資指標である。計算式は「 $ROE(\%) = 当期純利益 \div 自己資本 \times 100 = 1株当たり当期純利益 \div 1株当たり純資産 \times 100$ 」である。
4. 不適切。配当性向は、「株価」ではなく「当期純利益」に対する年間配当金の割合を示す指標である。計算式は、「 $配当性向(\%) = 年間配当金(総額) \div 当期純利益 \times 100 = 1株当たり年間配当金 \div 1株当たり当期純利益 \times 100$ 」である。ちなみに、「株価」に対する年間配当金の割合は「配当利回り」である。計算式は、「 $配当利回り(\%) = 1株当たり年間配当金 \div 株価 \times 100$ 」である。

**問題 26 正解 2 難易度 A**

2. が適切である。

ポートフォリオの期待収益率は、ポートフォリオに組み入れた各資産の期待収益率に組入れ比率(構成比)を掛けた加重平均値になる。Aさんの資産のポートフォリオの期待収益

率は次のとおり。

$$\begin{aligned}\text{ポートフォリオの期待収益率} &= (\text{預金の期待収益率} \times \text{預金の構成比}) + (\text{債券の期待収益率} \times \text{債券の構成比}) + (\text{株式の期待収益率} \times \text{株式の構成比}) \\ &= (0.3\% \times 0.5) + (1.2\% \times 0.3) + (7.0\% \times 0.2) = 1.91\%\end{aligned}$$

**問題 27 正解 3 難易度 A**

1. 不適切。NISA 口座における譲渡損失は、所得税および住民税の計算上なかったものとみなされる。このため、課税口座（特定口座や一般口座）における上場株式等の配当金等や譲渡益と損益を通算することはできず、損失の繰越控除もできない。なお、NISA 口座における配当金等や譲渡益は非課税であり、仮に問題文のように譲渡損失との通算が認められていたとしても無意味である。
2. 不適切。NISA の非課税の適用を受ける配当金等とは、NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されたものに限られ、発行者から直接交付されるものは課税扱いとなる。株式投資信託の分配金については、すべて NISA 口座を開設した金融機関経由で支払われるので、投資家は特段の手続きをしなくても、非課税で分配金が受け取れる。しかし、上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（J-REIT）等については（これらの商品の取扱いは証券会社に限られている）、証券会社の取引口座で配当金等を受け取る「株式数比例配分方式」を選択していないと NISA 口座での非課税扱いは受けられず、課税扱いとなってしまう（この場合でも、譲渡益は非課税扱い）。
3. 適切。NISA 口座の平成 29 年分の非課税枠は年間 120 万円までだが、その年 12 月末までに使わなかった NISA 口座の非課税枠（未使用分）を、翌年以降に繰り越すことはできない。
4. 不適切。NISA 口座の対象商品は、上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（J-REIT）、公募株式投資信託などであり、国債や社債などの公社債、公社債投資信託などは対象外である。

**問題 28 正解 2 難易度 A**

1. 不適切。ゆうちょ銀行の預入限度額は 1,300 万円だが、預金保険制度による保護の対象は、他の金融機関と同じで、元本 1,000 万円までとその利息等である。
2. 適切。信用事業（貯金・ローン・為替などの金融サービス）を行っている農業協同組合（JA）は、貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）に加入することが義務付けられている。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 要件を満たす決済用貯金は全額保護、決済用貯金に該当しない一般貯金等は定額保護（1 農業協同組合ごとに貯金者 1 人当たり元本 1,000 万円までとその利息等が保護）となっている。

3. 不適切。生命保険契約者保護機構は、破綻時点における補償対象契約の「保険金額」ではなく、「責任準備金等」の 90%まで補償する（高予定利率契約は除く）。
4. 不適切。日本投資者保護基金による補償は、一般顧客 1 人当たり、「1,500 万円」ではなく、「1,000 万円」が上限である。

問題 29 正解 4 難易度 B

1. 適切。金融商品販売業者等による顧客への重要事項の説明は、金融商品販売法第 3 条第 2 項で「顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない」と定められている。
2. 適切。無過失責任とは、損害が生じた場合に、加害者に故意・過失がなくても、加害者に損害賠償責任を負わせることをいう。金融商品販売法における損害賠償責任は、原則として、無過失責任とされている。
3. 適切。金融商品販売法では、元本欠損額が損害額として推定されるので、顧客が損害額を立証する責任はない。
4. 不適切。特定顧客とは、「金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者」をいい、金融商品販売業者等（金融機関等）や、いわゆるプロの投資家が該当する。特定顧客に対しては、重要事項の説明義務は適用されないが、断定的判断の提供等の禁止に関する規定は適用されている。

問題 30 正解 1 難易度 B

1. 適切。米国の金融政策を決定する最高意思決定機関は、連邦公開市場委員会（FOMC = Federal Open Market Committee）である。年 8 回、約 6 週間ごとに開かれ、公開市場操作の基本方針が決定される。また、政策金利と位置付けられているフェデラル・ファンド（FF）レートの誘導目標が決定されている。
2. 不適切。2016 年 12 月末時点の米国債国別保有残高の第 1 位は日本（1 兆 908 億ドル）で、第 2 位は中国（1 兆 584 億ドル）である。この 2 カ国の保有残高が他国に比べ圧倒的に多い。ちなみに、ドイツの保有残高は 822 億ドルである。
3. 不適切。ナスダック総合指数は、ニューヨーク証券取引所に上場している全銘柄ではなく、米国のナスダック市場に上場している全ての銘柄を対象に、修正平均型ではなく、時価総額加重平均型で算出されている株価指数である。ハイテク株や IT 関連株の占める割合が高いという特徴がある。
4. 不適切。S&P500 種株価指数は、ニューヨーク証券取引所だけではなく、NYSE MKT、ナスダック市場も含めた米国の株式市場に上場している銘柄から代表的な 500 銘柄を選び、修正平均型ではなく、時価総額加重平均型で算出されている株価指数である。米国株式市場の時価総額の約 80%をカバーしており、米国株の動向を示す代表的な株



価指数である。

問題 31 正解 4 難易度 A

1. 適切。健康保険の被保険者が受け取った傷病手当金は、非課税所得となる。傷病手当金は、健康保険の被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給される給付金である。
2. 適切。雇用保険の被保険者が受け取った高年齢雇用継続基本給付金は、非課税所得となる。高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の一般被保険者が、原則として 60 歳以降の賃金が 60 歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給される給付金である。
3. 適切。火災により焼失した家屋について契約者（＝保険料負担者かつ家屋の所有者である個人）が受け取った火災保険の保険金は、非課税所得となる。
4. 不適切。個人年金保険契約に基づき、契約者（＝保険料負担者）である年金受取人（個人）が年金形式で毎年受け取る年金は、雑所得として、所得税・住民税の課税対象となる。なお、個人年金の場合は、公的年金等とは異なり、雑所得の金額の計算において、公的年金等控除の適用はない。

問題 32 正解 3 難易度 A

1. 適切。不動産所得の金額は、「不動産所得に係る総収入金額－必要経費」の算式により計算される。
2. 適切。事業所得の金額は、「事業所得に係る総収入金額－必要経費」の算式により計算される。
3. 不適切。一時所得の金額は、「一時所得に係る総収入金額－その収入を得るために支出した金額の合計額－特別控除額（最高 50 万円）」の算式により計算される。なお、一時所得の金額の  $1/2$  が総所得金額に算入される。
4. 適切。退職所得の金額（特定役員退職手当等に係るものを除く）は、「(退職手当等の収入金額－退職所得控除額)  $\times 1/2$ 」の算式により計算される。  
なお、退職所得控除額は、勤続年数に応じて次のように計算される。

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 $\times$ 勤続年数（最低 80 万円）
20 年超	800 万円 $+$ 70 万円 $\times$ (勤続年数 $-$ 20 年)

(注) 障害者になったことに起因した退職の場合は、上記控除額に 100 万円加算する。

問題 33 正解 1 難易度 A

- \* 総所得金額の計算にあたって、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得（「ふ・じ・さん・じょう」と覚えると良い）の金額に損失がある場合、他の所得と損益通算する

ことができる。なお、一部例外があり、不動産所得の損失のうち土地等を取得するために要した負債の利子に相当する部分やゴルフ会員権の譲渡損失などは損益通算の対象とならない。

1. 不適切。事業所得の金額（総合課税に係るもの）の計算上生じた損失の金額は、他の各種所得の金額と損益通算することができる。
2. 適切。一時所得の金額の計算上生じた損失の金額は、他の各種所得の金額と損益通算することができない。
3. 適切。上記の通り、ゴルフ会員権を譲渡したことによる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額は、他の各種所得の金額と損益通算することができない。
4. 適切。譲渡所得について非課税とされる生活用動産を譲渡したことにより生じた損失の金額は、他の各種所得の金額と損益通算することができない。

**問題 34 正解 1 難易度 A**

1. 不適切。医療費控除額は、「支払い医療費－保険金などで補填される金額－10万円（注）」（控除限度額は200万円）で計算される。  
（注）総所得金額等が200万円未満の場合は、総所得金額等の5%
2. 適切。各年において医療費控除として控除することができる額の上限は、200万円である。
3. 適切。医療費の補てんとして受け取った保険金は、その補てんの対象となった医療費の金額を限度として、支払った医療費の金額から差し引かれる。
4. 適切。居住者が自己と生計を一にする配偶者に係る医療費を支払った場合、その医療費の金額は、その居住者の医療費控除の対象となる。

<参考> 「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」

平成29年から医療費控除の特例として、「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」（セルフメディケーション税制）が新設された。この特例は、一定のスイッチOTC医薬品（医療用から一般用に転用された医薬品）を購入した場合で、実質負担金額が1万2,000円を超えたときは、その超えた金額（8万8,000円が上限）が所得控除額となる。なお、通常の医療費控除額との重複適用は不可（いずれかを選択）。

**問題 35 正解 2 難易度 A**

- \* 設問の選択肢のうち、所得控除に該当するのは雑損控除で、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除は税額控除に該当する。

**問題 36 正解 2 難易度 B**

1. 適切。確定申告を要する者は、原則として、所得が生じた年の翌年の2月16日から3

月 15 日までの間に、納税地の所轄税務署長に対して確定申告書を提出しなければならない。

2. 不適切。給与所得者でも、確定申告をしなければならないのは、①給与収入が 2,000 万円を超える場合、②給与所得・退職所得以外の所得が 20 万円を超える場合、③2 ヶ所以上から給与を受けている場合である。
3. 適切。不動産所得、事業所得または山林所得（「ふ・じ・さん」と覚えるとよい）を生ずべき業務を行う者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合に青色申告書を提出することができる。
4. 適切。1 月 16 日以後新たに業務を開始した者が、その年分から青色申告を行う場合は、その業務を開始した日から 2 ヶ月以内に、「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。

**問題 37 正解 4 難易度 B**

1. 適切。法人税の各事業年度の所得の金額は、企業会計上の利益の額に、法人税法による加算・減算などの所定の申告調整を行って算出する。
2. 適切。期末資本金の額が 1 億円以下の株式会社（株主はすべて個人）に対する法人税の税率は、所得金額のうち年 800 万円以下の部分について軽減税率の 15%（平成 24 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度）が適用される。800 万円を超える部分は、23.4%（平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度。それ以後は、32.2%）が適用される。
3. 適切。法人税の確定申告書は、原則として、各事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
4. 不適切。新たに設立された株式会社が、設立第 1 期から青色申告を行う場合は、設立の日から 3 ヶ月以内（注）に、「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。

（注）個人の場合は、問 36 選択肢 4. にあるように、事業開始後 2 ヶ月以内。

**問題 38 正解 2 難易度 B**

\* 交際費の損金算入については、資本金の規模により、次のようになっている。

<資本金 1 億円以下>

次のいずれかを選択適用。

①交際費等のうち、接待飲食費の 50%を損金算入（上限なし）

②年 800 万円以下の交際費等の全額を損金算入

<資本金 1 億円超>

上記①の取扱い。

（注）1 人あたり 5,000 円以下の飲食費等は除かれる。

- \* 設問の場合、交際費等 1,400 万円はすべて接待飲食費とあるので、  
 ①  $1,400 \text{ 万円} \times 50\% = 700 \text{ 万円}$  < ② 800 万円  
 となり、所得金額が最も少なくなるように計算すると、交際費等の損金算入額は、800 万円となる。

**問題 39 正解 4 難易度 B**

- \* 消費税の主な非課税取引には、次のようなものがある。
- ① 土地の譲渡及び貸付け（借地権など土地の上に存する権利を含むが、一時的に使用させる場合は課税対象）
  - ② 住宅の貸付け（短期間の貸付けおよび旅館業に該当すると認められる場合は課税対象。店舗・オフィスビルも課税対象。住宅の譲渡は課税対象）
  - ③ 有価証券の譲渡
  - ④ 貸付金の利息・預金の利息、保険料
  - ⑤ 社会保険診療費（自由診療は課税対象）
  - ⑥ 介護サービス、社会福祉事業等
  - ⑦ 出産費用等
  - ⑧ 埋葬料、火葬料
  - ⑨ 学校教科書、授業料等——など
1. 有価証券の譲渡は、非課税取引である。
  2. 更地である土地の譲渡は、非課税取引である。
  3. 貸付期間が 1 ヶ月以上の土地の貸付け（駐車場等の施設の利用に伴う貸付けを除く）は、非課税取引である。
  4. 社宅の家賃は非課税取引であるが、その建物の譲渡は、課税取引である。

**問題 40 正解 4 難易度 B**

1. 適切。会社が役員に対して支給する給与のうち、定期同額給与（不相当に高額な部分など一定のものを除く）に該当するものは損金の額に算入される。その他、事前確定届出給与、利益連動給与も損金の額に算入される。
2. 適切。会社が役員の所有する土地を適正な時価よりも低い価額で取得した場合、その適正な時価と実際に支払った対価との差額は、その会社の受贈益になる。
3. 適切。会社が所有する建物を適正な時価よりも低い価額で役員に譲渡した場合、その適正な時価と譲渡価額との差額は、その役員への給与所得として取り扱われる。

売り手	買い手	形態	売却金額	売り手の課税	買い手の課税
役員	会社	低額譲渡	時価×1/2 以上	役員：通常	会社：時価－譲受（購入）金額＝受贈益

役員	会社	低額譲渡	時価×1/2 未満	役員：みなし譲渡（時価課 税）	会社：時価－譲受（購入）金 額＝受贈益
役員	会社	高額譲渡	時価以上	役員：売却金額－時価＝給 与所得	会社：譲受（購入）金額－時 価＝役員賞与
会社	役員	低額譲渡	時価未満	会社：時価－売却金額＝役 員賞与	個人：時価－譲受（購入）金 額＝給与所得
会社	役員	高額譲渡	時価以上	会社：売却金額－時価＝受 贈益	個人：通常

4. 不適切。会社が役員に対して金銭を無利息で貸し付けた場合、通常の利率により計算した利息の金額は経済的利益となり、その役員の給与所得の収入金額として取り扱われる。

問題 41 正解 3 難易度 A

1. 不適切。地価公示の公示価格は、毎年1月1日を価格判定の基準日としている。
2. 不適切。都道府県地価調査の基準地の標準価格は、毎年7月1日を価格判定の基準日としている。
3. 適切。相続税路線価は、地価公示の公示価格の80%を価格水準の目安として設定されている。
4. 不適切。固定資産税評価額は、原則として、3年ごとの基準年度に評価替えが行われる。

<不動産の4つの価格>

価格の種類	公示価格	基準地標準価格	相続税路線価	固定資産税評価額
所管	国土交通省	都道府県	国税庁	市町村（東京 23 区は東京都）
評価時点	毎年1月1日	毎年7月1日	毎年1月1日	3年ごとの基準年 度の前年1月1日
評価割合	—	—	公示価格の 80%程度	公示価格の 70%程度
目的	・一般の土地取引 の指標	・一般の土地取引 の指標	・相続税や贈与 税の課税のため	・固定資産税等の 課税のため

問題 42 正解 4 難易度 B

1. 適切。宅地建物取引業者は、宅地・建物の売買の媒介に際して、当該宅地・建物の買主に対して、売買契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説

明をさせなければならない。

2. 適切。専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、契約の相手方を探索するため、当該契約の目的物である宅地・建物の情報を指定流通機構に登録しなければならない。指定流通機構とは、宅地建物取引業法に基づき国土交通大臣が指定した不動産流通機構が運営しているコンピュータ・ネットワーク・システムで、通称「レインズ」(Real Estate Information Network System=不動産流通標準情報システム)と呼ばれ、指定流通機構の会員不動産会社間で、リアルタイムに不動産情報の交換が行われている。
- <媒介契約の主なポイント> (○：できる・あり、×：できない・なし)。

種 類	一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
契約期間	—	3 ヶ月以内	3 ヶ月以内
他の業者への依頼	○	×	×
自己発見取引 (注)	○	○	×
指定流通機構への登録義務	—	○ (7 日以内)	○ (5 日以内)
業務処理状況の報告義務	—	○ (2 週間に 1 回)	○ (1 週間に 1 回)

(注) 依頼者が自ら発見した相手方と売買契約を締結すること。

3. 適切。宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者が自ら売主となり、宅地建物取引業者でない買主と宅地・建物の売買契約を締結する場合、売買代金の 2 割を超える手付を受領してはならないと定めている。
4. 不適切。宅地建物取引業者が、宅地・建物の貸借の媒介を行う場合、貸主・借主双方から受け取ることでできる報酬の合計額は、借賃の 1 ヶ月分 (+消費税) が限度とされる。

#### 問題 43 正解 3 難易度 B

1. 不適切。いったん締結した契約を後で解除することができる手付を解約手付というが、相手方が履行に着手する前までは、買主 (手付金を支払った者) は手付金を放棄することで (手付流し)、売主 (手付金を受け取った者) は手付金の 2 倍の額を返却すれば (倍返し)、契約を解除することができる。買主が、売主に解約手付を交付した後、売買代金の一部を支払った場合は、買主による契約の履行の着手に当たるため、売主は、解約手付の倍額を償還することによる契約の解除をすることができない。
2. 不適切。債務不履行には、①履行遅滞、②不完全履行、③履行不能の 3 種類があるが、設問のような履行遅滞の場合、一定の猶予期間において履行の催告をしたうえで、その催告期間内に履行がされない場合には、契約の解除をすることができる。不完全履行の場合にも、不完全な程度が重大で契約した目的が達成できない場合には、同様に催告解除ができる。一方、履行不能の場合には、履行できる可能性は皆無で催告しても意味がないので、履行の催告をすることなく直ちに契約を解除することができる。

なお、債務不履行の場合には、契約の解除だけではなく、損害賠償の請求も可能である。

3. 適切。民法では、売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、売主に瑕疵担保責任を負わせており、買主は売主に対して損害賠償や契約の解除の請求ができるが、これらの権利の行使は、買主が隠れた瑕疵の事実を知ってから 1 年以内にしなければならないと定めている。

なお、購入したときからではなく、瑕疵があることを知ったときから 1 年というのは、売主にとってかなり厳しい規定であるので、売主・買主双方の話し合いにより、瑕疵担保責任の期間を限定したり、「売主は瑕疵担保責任を負わない」とする特約を定めることは有効で、実務上一般的に行われている。

ただし、売主が宅地建物取引業者の場合には、売主業者は瑕疵担保責任を引渡しの日から 2 年以上負う必要がある（瑕疵担保責任の期間を引渡しの日から 2 年より短くする特約や瑕疵担保を免責する特約を定めた場合、その特約は無効となる）。

4. 不適切。上記のように、民法では、売主に瑕疵担保責任を負わせているので、売買の目的物に隠れた瑕疵があることを知らなかった（無過失）場合でも瑕疵担保責任を負わなければならない。

#### 問題 44 正解 3 難易度 B

1. 不適切。普通借地権の設定当初の存続期間は、「30 年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とする」（借地借家法第 3 条）とされている。なお、借地契約を更新する場合は、その期間は、「10 年（借地権の設定後の最初の更新にあつては 20 年）とする。ただし、当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間とする」（同第 4 条）とされている。
2. 不適切。普通借地権や普通借家権の存続期間が満了する場合において、賃貸人（地主や家主）が契約の更新を拒絶するためには、次のような正当の事由が必要とされる。
  - ①賃貸人及び賃借人が土地・建物の使用を必要とする事情
  - ②借地・借家に関する従前の経過（賃貸料延滞の有無、用途違反の有無など）
  - ③利用状況、建物の現況（老朽化など）
  - ④財産上の給付（土地建物の明け渡しを条件として提供する立退料など）正当の事由が認められるかどうかは、これらの事情を総合的に考慮して判断される。また、立退料は、正当事由を補強するために補完的に考慮される事情とされており、仮に高額な立退料を積んでも、それだけでは正当の事由は認められない。
3. 適切。借地権者は、普通借地権について登記がなくても、当該土地上に借地権者の名義で登記された建物を所有するときは、これをもって借地権を第三者に対抗することができる。
4. 不適切。借地権の存続期間が満了した場合において、契約の更新がないときは、借地

権者は、借地権設定者（地主）に対し、建物その他借地権者が権原により土地に附属させた物を（建築費ではなく）「時価」で買い取るべきことを請求することができる。これを建物買取請求権といい、借地借家法第13条に規定されている。

**問題 45 正解 1 難易度 B**

1. 不適切。普通借家契約では、当事者が存続期間を定めた場合には、原則として、その合意に従うが、期間を1年未満とする建物の賃貸借は、期間の定めがない建物の賃貸借とみなされる（借地借家法第29条）。なお、定期借家契約では、1年未満の契約も可。
2. 適切。賃貸借期間が1年以上である定期借家契約の賃貸人は、賃貸借期間が満了する1年前から6ヵ月前までの間に、賃借人に対して賃貸借期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をしなければ、その終了を建物の賃借人に対抗することができない（借地借家法第38条4項）。
3. 適切。定期借家契約において、建物の賃貸人の承諾を得て賃借人が設置したエアコンなどの造作について、契約終了時に賃借人が賃貸人にその買取りを請求することができるが（造作買取請求権）、この造作買取請求権を放棄させる（「期間満了時、賃借人は賃貸人に対し、造作を時価で買い取るよう請求することができない」）特約を定めることはできる。
4. 適切。国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によれば、賃借人の通常の使用により生じた自然的損耗については、それにより建物価値の減価が生じていても、賃借人の原状回復義務の対象にはならないとされている。

**問題 46 正解 2 難易度 C**

1. 不適切。都市計画区域および準都市計画区域内の建築物の敷地は、原則として建築基準法上の道路（自動車のみ交通の用に供する道路等は除かれる）に2m以上接しなければならない。建築基準法上の道路とは、原則4m以上の道路である。ただし、建築基準法の規定の適用の際、現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁の指定を受けたもの等も道路とみなされる（建築基準法42条2項に規定されているので、いわゆる2項道路とも呼ばれる）。2項道路では、道路中心線から2m敷地後退（いわゆるセットバック）したところが道路境界線とみなされ、このセットバック部分は、建築物を建築することができないほか、建ぺい率、容積率を算定する際の敷地面積にも算入することができない。
2. 適切。隣地斜線制限は、31m（住居系用途地域は21m）を超える部分の建物は一定の角度の斜線の範囲内でなければならないとする制限であるが、第1種低層住宅専用地域および第2種低層住宅専用地域においては、建築物の制限が10mまたは12m以下とする高さ制限があることから、隣地斜線制限の規定は適用されない。  
<参考：建築物の各部分の高さの制限～3種の斜線制限>



①道路斜線制限	建物の各部分の高さは、その部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に 1.5（用途地域が住居系の場合は 1.25）を乗じた数値以下でなければならない。
②隣地斜線制限	隣地の日当たりおよび風通しを維持することを目的としたもので、隣地の境界線を起点として「高さ」と「斜線の勾配（角度）」によって規制される。第 1 種・第 2 種低層住居専用地域では適用はない。
③北側斜線制限	南側に高い建物を建てられると、北側の家は日照を妨げられることとなるので、日照が重要視される第 1 種・第 2 種低層住居専用地域と第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域に限って、この制限規定が設けられている。北側隣地境界線を起点として「高さ」と「斜線の勾配（角度）」によって規制される。

3. 不適切。日影規制（日影による中高層の建築物の高さの制限）とは、日照確保のために建築物が一定時間以上続けて隣家に日影を落とさないようにするための規制で、その目的から住居系の用途地域などが対象となり、商業地域、工業地域、工業専用地域については、日影規制は適用されない。
4. 防火地域内に耐火建築物を建築する場合、建ぺい率については下記の緩和措置を受けることができるが、容積率についての緩和措置はない。
  - ・建ぺい率が 80%の地域内で、かつ防火地域内にある耐火建築物については、建ぺい率の制限が適用されない（建ぺい率 100%）。
  - ・建ぺい率が 80%以外の地域で、かつ防火地域内にある耐火建築物については、建ぺい率が 10%緩和される。

問題 47 正解 1 難易度 A

1. 不適切。区分所有建物の建替えについては、集会において、区分所有者および議決権の各 5 分の 4 以上の多数により、その旨の決議をすることができる。
2. 適切。区分所有建物のうち、構造上の独立性と利用上の独立性を備えた住居として利用することができる部分であっても、管理事務所・集会室やゲストルームなどのように、規約によって共用部分とすることができる。
3. 適切。区分所有者以外の専有部分の占有者は、建物またはその敷地もしくは附属施設の「使用方法」については、区分所有者が規約または集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。
4. 適切。共用部分の持分は、規約で別段の定めをしない限り、各共有者が有する専有部分の床面積の割合による。

問題 48 正解 4 難易度 B

1. 適切。不動産取得税は、相続により不動産を取得した場合には課されない。なお、贈与により不動産を取得した場合には課される
2. 適切。不動産取得税の税額は「課税標準×税率」で算出される。課税標準は固定資産税評価額であるが、一定の要件に該当する戸建て住宅を新築した場合、固定資産税評価額から 1,200 万円（認定長期優良住宅については 1,300 万円）を控除した額を不動産取得税の課税標準とすることができる。賃貸アパートの場合には、1 室ごとに控除することができる。
3. 適切。登録免許税の税額は「課税標準（固定資産税評価額）×税率」で算出される。税率は、土地・建物の売買や贈与・遺贈による所有権移転登記では、1,000 分の 20(2.0%) である。なお、相続による所有権移転登記の場合は、0.4% である。
4. 不適切。印紙税の課税文書に貼付されている印紙が消印されていない場合は、その印紙の額面に相当する金額の過怠税が徴収される。なお、印紙税を納付しなかった場合には、その印紙の額面金額の 3 倍に相当する過怠税が徴収される

問題 49 正解 1 難易度 B

1. 適切。居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円特別控除（以下、3,000 万円特別控除）は、譲渡した居住用財産の所有期間に関係なく、適用を受けられる。
2. 不適切。3,000 万円特別控除は、居住用財産を配偶者や直系血族に譲渡した場合には適用を受けることができない。
3. 不適切。居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（以下、軽減税率の特例）では、課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下の部分については所得税 10%（復興特別所得税を加えると 10.21%）・住民税 4%、6,000 万円を超える部分については所得税 15%（復興特別所得税を加えると 15.315%）・住民税 5%の税率が適用される。
4. 不適切。軽減税率の特例は、譲渡した居住用財産の所有期間が譲渡した年の 1 月 1 日現在で 10 年を超えていれば、適用を受けることができる。

<不動産の譲渡所得の税率>

土地建物等の譲渡に係る所得については、その土地建物等を譲渡した日の属する年の 1 月 1 日現在で、所有期間が 5 年以下の場合には短期譲渡所得、5 年を超える場合には長期譲渡所得に区分され、適用される税率が異なっている。また、居住用財産で同 10 年超なら軽減税率の特例を受けることができる。それぞれの税率は次の通り。

	課税譲渡所得金額	所得税	住民税
短期譲渡	—	30% (30.63%)	9%
長期譲渡	—	15% (15.315%)	5%
10 年超所有の居住用財産 の譲渡（軽減税率）	6,000 万円以下の部分	10% (10.21%)	4%
	6,000 万円超の部分	15% (15.315%)	5%

(注) カッコ内は、復興特別所得税（基準所得税額×2.1%）を加算した税率

問題 50 正解 2 難易度 B

1. 不適切。事業受託方式は、土地所有者の依頼を受けたデベロッパーが、建物・施設などのプランニング、事業収支計画、施工、入居者募集、完成後の管理運営などの業務を総合的に引き受ける方式であるが、建築資金の調達は土地所有者が行う。
2. 適切。サブリース（一括賃貸）方式は、賃貸ビルや賃貸マンションの所有者が不動産業者等に転貸を目的として貸室等を一括賃貸することにより、一定期間の賃料収入の安定確保を目的とする方式である。
3. 不適切。等価交換方式は、土地所有者が所有している土地を出資して（土地所有者は建物の建築資金を負担する必要はない）、その土地にデベロッパーが建物を建設し、建物が完成した後に、土地所有者とデベロッパーが、それぞれの出資比率に応じた割合で土地・建物を取得する方式である（建物の全部を取得するわけではない）。
4. 不適切。定期借地権方式は、土地に定期借地権を設定して借地人に賃貸し、資金調達および事業については借地人が行う方式で、土地を一定期間貸し付けることによる地代収入を得ることができるが、借地期間中の当該土地上の建物の所有名義は借地人となる。

問題 51 正解 1 難易度 B

1. 不適切。民法第 551 条 1 項では、贈与者の瑕疵担保責任について、「贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない」として、贈与者は原則として瑕疵担保責任を負わないこととしている。  
なお、同条 2 項では「負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う」としている。負担付贈与とは、例えば、不動産を贈与するに当たり借入金の一部を負担させるなど、財産の贈与を受けた受贈者に一定の義務を負わせるような贈与である。
2. 適切。贈与契約は、書面でも口頭でもできるが、「書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない」（民法第 550 条）とされている。しかし、書面による場合は、履行されている・されていないにかかわらず各当事者が一方的に撤回することができない。
3. 適切。定期の給付を目的とする（例えば、贈与者が受贈者に対して定期的に金銭等を贈与するといった）契約（定期贈与契約）では、原則として、贈与者または受贈者の死亡により効力を失う（民法第 552 条）。
4. 適切。死因贈与契約とは、贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与をいう。なお、取得した財産は、遺贈により取得した財産として相続税の課税対象となり、贈与税の課

税対象とならない。

問題 52 正解 2 難易度 A

1. 適切。親族の範囲は、6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族である。
2. 不適切。民法では、「協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる」(第 768 条 1 項) とし、同 2 項では、「前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、離婚の時から 2 年を経過したときは、この限りでない」としている。
3. 適切。民法では、「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」(第 877 条 1 項) とし、同 2 項では、「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3 親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる」としている。
4. 適切。特別養子縁組ではない普通養子縁組の場合、「養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する」(民法第 809 条) が、実方の父母との間の親子関係は影響を受けないので、養子となった者は、実親、養親との間の二重の親子関係となる。なお、家庭裁判所は、養子の年齢が 6 歳未満などの要件を満たせば、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組(特別養子縁組という)を成立させることができる(同 817 条の 2)。

問題 53 正解 4 難易度 A

1. 適切。相続時精算課税制度を選択した場合、特定贈与者ごとの贈与税の特別控除額は、累計で 2,500 万円である。
2. 適切。相続時精算課税制度を選択した場合、特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る贈与税額の計算上、贈与税の税率は、贈与税の課税価格の多寡にかかわらず、一律 20% である。

<参考>相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は、原則として 60 歳以上の父母又は祖父母から、20 歳以上の推定相続人である子又は孫に対して財産を贈与した場合に選択できる贈与税の制度で、この制度を選択すると、その選択に係る贈与者からの贈与については、暦年課税(基礎控除 110 万円)へ変更することはできなくなる。

父母又は祖父母それぞれからの贈与について、相続時精算課税を選択できるので、父からの贈与に相続時精算課税制度を選択している者であっても、母からの贈与については、暦年課税の適用を受けて贈与税の申告をすることができる。

<相続時精算課税制度における税額計算>

① 贈与税額の計算

贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額（累計で2,500万円）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて計算する。

② 相続税額の計算

相続時精算課税に係る贈与者が亡くなった時に、相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出する。その際、相続税額から控除しきれない贈与税相当額については、還付を受けることができる。

3. 適切。暦年課税による贈与税額の計算上、贈与税の税率は、贈与税の課税価格に応じた10%～55%の超過累進税率である。
4. 不適切。贈与税の配偶者控除の控除額は、基礎控除額とは別枠で最高 2,000 万円である。

問題 54 正解 4 難易度 B

1. 適切。相続開始時に胎児であった者は、すでに生まれたものとみなされ、相続権が認められる（民法第 866 条）。ただし、死産だったときは、その胎児はいなかったものとして取り扱われる。
2. 適切。相続人が、欠格（被相続人や他の相続人の生命や遺言行為に対して、故意の侵害をした場合に、相続権を失わせる制度）や廃除（被相続人に対する虐待、侮辱、非行等がある場合、被相続人の請求に基づいて、家庭裁判所の調停や審判手続により、その者の相続権を剥奪する制度）により相続権を失った場合、その者に直系卑属がいれば、その直系卑属が代襲相続人となる。なお、相続を放棄した場合には、最初から相続人ではない取扱いとなるので、代襲相続は認められない。
3. 適切。被相続人に子がいる場合、その子は第 1 順位の相続人となる。
4. 不適切。相続人となる配偶者は、法律上の婚姻関係にある配偶者であり、事実上婚姻関係にある者は、相続人にはなれない。

問題 55 正解 4 難易度 A

1. 適切。相続人の中に未成年者がいる場合、未成年者は、単独で法律行為を行うことができないので、遺産分割協議に参加することはできない。この場合、法定代理人である親権者が未成年者に代わり遺産分割協議に参加することが原則であるが、設問のように、その親権者も相続人である場合には、利益が相反することにもなるので、家庭裁判所で親権者に代わって未成年者の代理人になる特別代理人を選任してもらい、その特別代理人が遺産分割協議に参加し、遺産分割協議書の押印も特別代理人が行う。
2. 適切。未成年者でも、婚姻すると民法上の関係では成年者扱いとなるので（民法第 753 条）、法定代理人の同意なしに単独で法律行為ができる。したがって、遺産分割協議も単独で行うことができる。

3. 適切。被相続人の遺言がない場合、共同相続人全員による遺産分割協議により分割することになるが、共同相続人全員が合意すれば、法定相続分どおりに分割する必要はない。
4. 不適切。共同相続人間における遺産分割協議が調わない場合や協議ができない場合、まずは調停を経なければ審判が利用できないという「調停前置主義」は採用していないため、調停を飛ばしていきなり審判を申し立てることも可能ではあるが、「家庭裁判所の調停に先立って、審判による遺産分割を申し立てなければならない」という決まりはない。通常は、まずは調停で話し合い、調停が整わない場合には、審判に進むというのが一般的な流れである。
  - ・調停：家庭裁判所において調停委員 2 名が当事者に加わって協議を行い、分割を成立させる方法。
  - ・審判：裁判の一種であり、裁判官は職権によって証拠尋問、証拠調べ、相続人や相続財産の確定を行い、それぞれの相続分に応じた分割方法の決定を下す方法。

問題 56 正解 2 難易度 A

1. 適切。公正証書によって遺言をする際には、証人 2 人以上の立会いが必要とされる。なお、推定相続人（相続人になるとされる者）、受遺者（遺贈を受ける者）及びこれらの者の配偶者ならびに直系血族、未成年者は、証人として立ち会うことはできない。
2. 不適切。遺言は、いつでも、公正証書遺言や自筆証書遺言などの遺言の方式に従って、その全部または一部を撤回することができる。この場合、先に作成した遺言と同じ形式である必要はないので、公正証書による遺言を自筆証書遺言など他の遺言で撤回してもよい。

<参考：普通方式遺言>

遺言の種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成者	遺言者本人	公証人	遺言者本人
作成方法	本人が遺言の全文・日付・氏名等を書き（パソコン等は不可）、押印する。	本人が口述し、公証人が筆記する。	本人が、遺言書（パソコン等や代筆も可）に署名押印をして封印し、公証人に提出する。
証人	不要	2人以上	2人以上
保管	遺言者本人	原本は公証役場、原本を写した正本は遺言者本人	遺言者本人
検認（注）	必要	不要	必要

（注）検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確に

して遺言書の偽造・変造を防止するための手続。

3. 適切。配偶者、直系卑属（その代襲相続人）および直系尊属は、相続財産の一定割合を取得できる地位を有しており、これを遺留分という。被相続人がこれを侵害する遺贈（遺言による財産分与）をしたときは、遺留分権利者がその効力を奪うことができ、これを遺留分減殺請求権という。遺留分の割合は、相続人が直系尊属のみの場合は 3分の1、その他は 2分の1で、各人の遺留分は、この遺留分の割合に各相続人の法定相続分を乗じる。例えば、相続人が、配偶者、長男、長女である場合、長男の遺留分は、遺留分算定基礎財産の価額（仮に、1億円とする）の  $1/2$  相当額に法定相続分 ( $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ) を乗じた ( $1/2 \times 1/4 = 1/8$ ) 額、すなわち  $1 \text{ 億円} \times 1/8 = 1,250 \text{ 万円}$  となる。
4. 適切。被相続人の兄弟姉妹に遺留分は認められない。したがって、相続人が配偶者と兄弟姉妹で、被相続人が全財産を配偶者に遺贈する場合、兄弟姉妹には遺留分がないので、配偶者が全財産を相続することができる。

問題 57 正解 3 難易度 C

1. 適切。「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定は、配偶者が相続を放棄した場合であっても、当該配偶者が遺贈により取得した財産があるときは、適用がある。
2. 適切。相続人が20歳未満の未成年者の場合、相続税額から未成年者控除を控除することができる。未成年者控除の額は、その未成年者が満20歳になるまでの年数1年につき10万円で計算した額である。年数の計算に当たり、1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算する。  
例えば、子Cさんが10歳9ヵ月の場合は、9ヵ月を切り捨て、「 $10 \text{ 万円} \times (20 \text{ 歳} - 10 \text{ 歳}) = 100 \text{ 万円}$ 」が未成年者控除額となる。  
なお、未成年者控除額が、その未成年者本人の相続税額より大きいため控除額の全額が引き切れない場合は、その引き切れない部分の金額をその未成年者の扶養義務者の相続税額から差し引く。
3. 不適切。相続税の障害者控除は、相続人が85歳未満の障害者のときに適用される税額控除である。障害者控除が受けられる人は、相続や遺贈で財産を取得した人が法定相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）である必要がある。設問のケースにおける法定相続人は、妻Bさんと子Cさんであり、父Dさんは法定相続人ではないので、障害者控除の適用を受けることができない。  
なお、障害者控除の額は、その障害者が満85歳になるまでの年数1年（1年未満の期間があるときは1年に切り上げて計算）につき10万円（特別障害者は20万円）で計算した額である。
4. 適切。相続、遺贈で財産を取得した人が、被相続人の1親等の血族（代襲相続人とな

った孫を含む) および配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算される。兄Eさんは、相続税の計算上、相続税額の2割加算の対象者となる。

**問題 58 正解 1 難易度B**

- \* 自己が所有する宅地の上に戸建て住宅を建設し、その建物を第三者に賃貸している場合、相続税において、その宅地は貸家建付地、建物は貸家として評価される。
1. 適切。Aさんに係る相続税において、土地は相続税の課税対象となり、その相続税評価額は、貸家建付地として計算する。
  2. 不適切。Aさんに係る相続税において、建物は相続税の課税対象となり、その相続税評価額は、貸家として計算する。
  3. 不適切。借地権とは、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。Bさんは土地について借地権を有していない。
  4. 不適切。設問に「建物は借家権の取引慣行のある地域にないものとする」あるので、Bさんに係る相続税において、借家人の有する権利は、相続税の課税対象とならない。

＜参考＞相続税評価額

- ・貸家建付地：自用地評価額×(1－借地権割合×借家兼割合×賃貸割合)
- ・借地権：自用地評価額×借地権割合
- ・貸宅地：自用地評価額×(1－借地権割合)
- ・貸家：固定資産税評価額×(1－借家兼割合×賃貸割合)

**問題 59 正解 3 難易度B**

1. 適切。青空貸駐車場の土地については、「小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例」(以下、本特例)の対象とならないが、これを立体駐車場に変更した場合は本特例の対象となる。

＜小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例＞

	限度面積	減額割合
<b>特定居住用宅地等</b> (被相続人の居住用宅地を配偶者が取得した場合など)	330 m <sup>2</sup>	80%
<b>特定事業用宅地等</b> (一定の親族が被相続人の事業を引き継ぐ場合など)	400 m <sup>2</sup>	80%
<b>貸付事業用宅地等</b> (アパート、賃貸マンション、立体駐車場など)	200 m <sup>2</sup>	50%

2. 適切。Aさんが、青空貸駐車場を廃止して当該土地上に賃貸アパートを建設した場合、この土地は貸家建付地となるので、相続税評価額は、次のようになる。



(例) 自用地評価額を 100 とし、借地権割合は設問から 60%、賃貸割合は同 100%、借家権割合は財産評価基本通達によって原則 30%となっている。

$$100 \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%) = 82$$

したがって、この土地の相続税評価額（本特例は考慮しない）は、青空貸駐車場のときよりも 18%相当額が減額できる。

3. 不適切。賃貸アパートは貸家として評価されるが、その場合、自己資金で建設しても銀行借入金で建設しても、評価額は同じである。なお、相続税の課税価格の計算において、被相続人の借入金は債務控除される。
4. 適切。使用貸借とは、親の土地を子が無償で借りて、その土地の上に子名義の賃貸アパートを建設するような場合をいうが、その場合、当該土地は、貸宅地ではなく、自用地として評価される。したがって、Aさんの長男が、青空貸駐車場を廃止して当該土地を使用貸借により借り受けて賃貸アパートを建設した場合、相続開始時のアパートの賃貸割合が 100%であったとしても、この土地の相続税評価額（本特例は考慮しない）は、青空貸駐車場のときと変わらない。

**問題 60 正解 3 難易度 B**

1. 適切。長期平準定期保険や逡増定期保険は、勇退時の想定年齢に合わせて解約返戻金を退職慰労金の原資として活用することができる。
2. 適切。Aさんが死亡した場合、X社は、受け取った死亡保険金の金額と同額の死亡退職金をAさんの遺族に支払っても、その死亡退職金が適正な額であれば全額を損金に算入できるが、功績などからみて多額である場合には、不相当に高額な部分の金額は損金に算入されない。
3. 不適切。弔慰金が相続税の課税対象とならない限度額は、①業務上死亡の場合は、死亡当時の普通給与の3年（36月）分、②業務外死亡の場合は、給与の6ヵ月分である。したがって、Aさんが業務上の事由により死亡した場合、100万円×36月＝3,600万円以内の弔慰金であれば、相続税の課税対象とならない。
4. 適切。Aさんが死亡し、Aさんの長男（後継者）が相続により取得した財産の大半がX社株式であり、相続税の納税資金が不足する場合、X社は、死亡保険金を活用して長男からX社株式の一部を取得することによって、長男の資金不足を補うことができる。